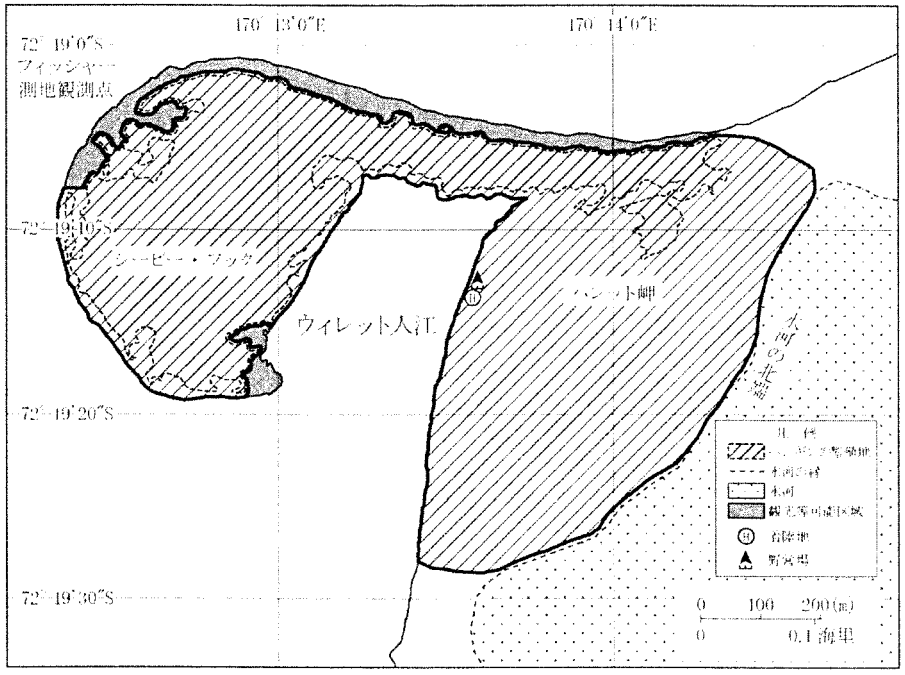
別記第六南極特別保護地区を次のように改める。

第六南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのハレット岬

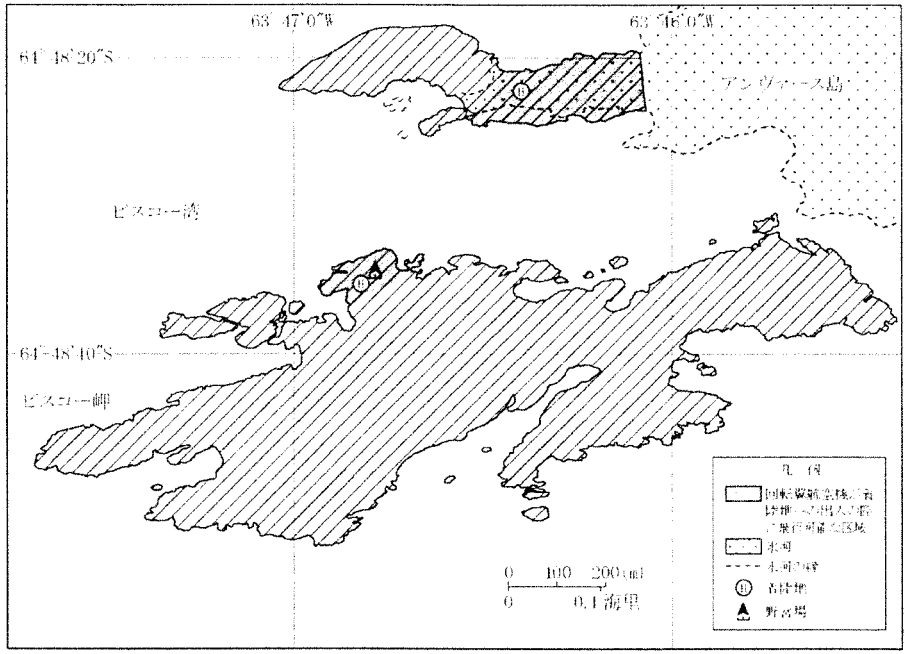
この地区は、ハレット岬の北海岸にある南緯72度19分５秒東経170度14分35秒の地点を起点とし、同地点から氷河の北端の線を南西に進み、南緯72度19分28秒東経170度13分25秒の地点に至り、同地点からハレット岬の海岸線を北に進み、南緯72度19分15秒東経170度12分59秒の地点に至り、同地点からペンギンの繁殖地から５メートル離れたところにある線を南に進み南緯72度19分19秒東経170度12分54秒の地点に至り、同地点から海岸線を北西に進み南緯72度19分８秒東経170度12分22秒の地点に至り、同地点から南緯72度19分８秒東経170度12分25秒の地点に至り、同地点からペンギンの繁殖地から５メートル離れたところにある線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）



別記第二十九南極特別保護地区中「南緯64度48分19秒」を「南緯64度48分20秒」に改め、地図を次のように改める。

（地　図）



別記第五十九南極特別保護地区中「東経170度11分45秒」を「東経170度11分44秒」に、「東経170度11分30秒」を「東経170度11分33秒」に改める。

別表第四の八十四の項の次に次の一項を加える。

八十五	マクマード基地におけるＰＭ－３Ａ原子炉を記念する鉛板	南緯七十七度五十一分西経百六十六度四十一分

別表第八第一南極特別保護地区の項第三号中「ただし」の下に「、単発式の回転翼航空機は」を加え、「であって」を「においては」に、「着陸するときを除く」を「限り、着陸することができる」に改め、同項第四号中「航空機は」を「原則として、航空機は」に改め、「から五百メートル以内」を削り、同号に後段として次のように加える。

なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域
単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域

別表第八第一南極特別保護地区の項第八号を削り、同項第七号に中段として次のように加える。

また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

別表第八第一南極特別保護地区の項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。